

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百十七号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

川口市

### 二 作業種類

公共測量（道路台帳図等補正測量）

### 三 作業地域

川口市八幡木一丁目及び八幡木三丁目地区

### 四 作業期間

平成二十七年十一月一日から平成二十八年三月三十一日まで